

入札保証金について

1 入札保証金の額

見積契約金額(消費税込み)の100分の5以上とします。不足する場合、入札は無効となります。入札書の提出までに、納付済みであることを証する書類を呈示してください。

なお、入札保証金は入札終了後還付します。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全部又は一部に充当します。

2 入札保証金の免除

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除できます。

なお、入札保証金の取扱いにつきましては、事務処理上可能な限り、下記入札保証金免除の手続きをとるようお願いします。

(1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を一般競争入札参加資格確認申請書と合わせて提出した場合

(2) 入札に参加しようとする者が過去2か年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体が証明する書面又は契約書の写し等を一般競争入札参加資格確認申請書と合わせて提出した場合

3 小切手、現金による納付又は入札保証金に代わる担保

入札保証金を小切手、現金による納付又は担保の提供に代える場合は、担当課まで御連絡ください。